

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49 r.8.1)	49-31	重大事故等対処設備に関する基本方針の記載箇所の章番号の誤記を修正しました。 (旧) 1.1.10.1 (新) 1.1.10	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49-9 r.8.1)	49-58	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49 r.8.1)	49-33	格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器について、兼用する設備に「原子炉格納容器内の冷却等のための設備」を記載していましたが、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器は「9.4 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」においては機能喪失を想定する設計基準事故対処設備であることから「原子炉格納容器内の冷却等のための設備」との兼用は無いため、当該兼用の記載を削除しました。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49-9 r.8.1)	49-60	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49 r.8.1)	49-35	「格納容器スプレイ」及び「格納容器スプレイ再循環」の系統概要図を記載していましたが、本設備は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として設計基準事故時と同じ系統構成で使用する設備であることから、他の設計基準拡張の設備と同様、既設置許可申請書の系統概要図を記載することに見直しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】 (SA49-9 r.8.1)	49-62	同上	